

私的年金が強化されるドイツ年金制度

保険研究部門 小松原 章/中嶋 邦夫
komatsubara@nli-research.co.jp/nakajima@nli-research.co.jp

1. はじめに

ドイツの社会保障制度はビスマルクによって創設された1883年の疾病保険法、1884年の災害保険法、1889年の老齢・廃疾保険法のいわゆる社会保険3部作を基礎として発展してきた。世界最初に社会保険制度が発足したドイツでは、現在、年金保険（公的年金）、医療保険、労働災害保険、失業保険、介護保険の5つの社会保険制度等により社会保障制度が構成されており、世界有数の社会保障先進国として定着している。

このうち、老齢所得を確保するための手段として公的年金は他の企業年金や個人年金に比し極めて重要な地位を占めているが、ドイツでも高齢化の進展が深刻（2000年時点の65歳以上比率16.3%が2030年には26.4%、同じく日本は17.3%から29.6%へと上昇見込み）であり、ここ数年少子高齢化に対応した年金制度の持続的運営の確保という観点からの制度改革が活発化している。

改革の流れは大雑把に見ると、老齢所得の中心をなす公的年金の役割を若干低くし、これを補足するために私的年金を拡充するというもので、税制面の措置をも含めた積極的な施策が採

用されてきている。

公的年金中心から私的年金を含めた老齢所得財源の多様化を目指す姿勢は新しい動きとして注目に値するものであり、先進各国の共通課題である老齢所得における官と民の役割を考えるうえでの参考になるものと考えられることから、以下においてドイツ年金制度の改革動向と私的年金の役割について紹介する。

2. 年金制度の概要と最近の制度改革

(1) 年金制度の概要

伝統的な考え方によるとドイツでは老齢所得の確保に関しては、まず第一に公的年金で主要部分を確保（第1の柱）し、不足部分を企業年金（第2の柱）個人年金（第3の柱）で補足するというのが一般的である。しかしながら、ドイツでは老齢所得に占める公的年金の役割が高く、その占率は80%程度と非常に高くなっており、公的年金中心の形態となっている。

基本的には職種ごとに分立しており、最大のドイツ年金保険（03年現在、5085万人）、ドイツ鉱山・鉄道・海上年金保険（15万人）、農業者老齢扶助（36万人）の諸制度からなっている。最大のウェートを占めるドイツ年金保険は従来

の労働者年金保険（一般賃金労働者対象）と職員年金保険（事務職員対象）が2005年1月に統合されることによって成立した。被用者は原則強制加入であるが、自営業者・主婦も任意加入することができる（この点でわが国の国民皆年金体制とは異なっている）。このほか自営業者には職業別制度がある一方、公務員（官吏）には官吏恩給制度（税金が財源）がある。

ドイツ年金保険についてみると保険料率は19.5%（05年）で労使折半となっている。年金給付は報酬比例1本（ポイント式）で、所得代替率は71.8%（ネット所得比で05年OECD調査、ちなみに英国47.6%、日本59.1%）となっている。年金財政は賦課方式で、給付財源は保険料（70%強）と国庫負担（30%弱）からなっている。

図表 - 1 ドイツの企業年金方式

引当金方式 （Pensionszusage）	企業が従業員に対して企業資産の中から一定の保険給付を直接付与する方式で引当金をバランスシート計上する
共済金庫方式 （Unterstützungskasse）	単独または複数企業が社団法人または有限会社形態の独立機関である共済金庫を設立し、これに企業が拠出金を積立てる方式
年金金庫方式 （Pensionskasse）	単独または複数企業が独立機関である相互形態の年金金庫（基金）を設立し、これに企業が拠出金を積立てる方式
年金ファンド方式 （Pensionsfonds）	単独または複数企業が独立機関である年金ファンドを設立し、これに企業が拠出金を積立てる方式
直接保険方式 （Directversicherung）	企業が契約者となり従業員を被保険者として保険会社と生命保険契約を結ぶ方式

（資料）信本 将己「ドイツにおけるリスター年金制度の導入」『生命保険経営』第71巻第6号、2003年11月、77ページ。

企業年金は、図表 - 1 のとおり内部積立の引当金方式、外部積立の共済金庫方式、年金金庫方式、年金ファンド方式、直接保険方式の5つの方式によって運営されている。一般的に大企業では引当金方式、中小企業では直接保険方式が普及している。

個人年金は伝統的な生保会社の年金保険に加えて、後述の税制優遇措置付のリスター年金及びリユールupp年金がある。

（2）近年の年金制度改革

戦後ドイツの大規模な公的年金制度改革は、1957年、1972年、1992年に行なわれた後、2000年代の本格的な高齢化対応のための改革へと進んでいくこととなる。大まかに見ると、57年改革は財政方式の変更（積立方式から修正賦課方式への変更）、年金額算定方式の変更（年金額を在職中の賃金・保険料にリンクさせる）等、72年改革は支給開始年齢の弾力化（65歳前の早期受給可能）、自営業者・主婦の任意加入の導入等、92年改革は受給開始年齢の引上げ（一律65歳支給）、税込賃金スライド制から税引後賃金スライド制への変更（現役世代とのバランス確保）等であった。

さらに92年改革以降、経済の停滞に加え急速な高齢化に直面することとなったドイツでは2000年代に突入するに当たり改めて少子高齢化社会の下での持続可能な年金制度維持という観点からの改革論議が盛り上がることとなった。こうした中で、まず2001年改革が以下のとおり実施されることとなった。

- ・保険料率上昇の抑制 - 年金給付水準の引き下げにより、保険料率を2020年までに20%以下、2030年時点で22%以下に抑制する。この改革を行わない場合には、2030年時点で26%と推定されている。

- ・新規裁定者に対する年金給付水準の引下げ - モデル年金受給者（平均所得者による45年加入の場合）の給付水準を平均的現役世代の可処分所得の70%程度を2010年から段階的に引下げ、最終的に67%程度とする。
- ・後述のリースター年金の創設 - 公的年金給付水準引下げの見返りとして、公的年金補完のための優遇措置付の自助努力年金制度を創設する。
- ・企業年金制度改革 - 受給権付与の明確化（30歳到達後に退職した者で5年以上の加入期間を持つ者に付与）、全従業員に対する企業年金への加入権利の付与、企業年金の新方式である年金ファンド方式の導入、従業員拠出型企業年金保険料に対する所得控除枠の新設（社会保険料算定所得の4%上限）
- ・年金見込み額の通知 - 2004年以降27歳以上を対象に年1回拠出状況と将来予想年金額を記載した通知の交付

このような改革を行なったにもかかわらず、保険料負担の上昇傾向が見られるなどなお財政面の安定感が期待できなかったため、政府は諮問委員会（リールアップ委員会）を設置（2002年12月）して、年金制度の財政的安定性を確保するための措置を早急に取りらせることとなった。

この結果行なわれたのが2004年改革であり、主な内容は以下のとおりである。

- ・年金給付算定式に対する持続可能性係数の導入による給付額の抑制 持続可能係数とは受給者数を被保険者数（加入者と失業者の合計）で除した比率で、この比率が増大（すなわち、受給者数の増大）するにつれて年金額が抑えられる仕組みとなっている。したがって、保険料負担も抑えられることになる。
- ・保険料の拠出時非課税・年金給付時課税方式

（EET）への変更 従前の加入者負担分保険料につき拠出時に課税されていたものを拠出時に非課税とする。同時に、給付時非課税（利子部分を除く）であったものを給付時課税とする。2005年より実施とするが次のとおりの経過措置がある。

* 加入者負担保険料につき、2005年に60%非課税とした後、非課税枠を毎年2%ずつ拡大し、2025年に100%非課税とする

* 年金給付につき、2005年からその50%を課税対象とし、その後2020年まで毎年2%ずつ、2040年まで毎年1%ずつ課税対象を拡大し、2040年に100%課税とする

- ・主に自営業者向けの税制優遇個人年金の導入
リースター年金の恩恵に与れなかった層を対象に所得控除適用の個人年金（リールアップ年金）を2005年より導入する

以上の年金改革により個人年金等自助努力を促進するための体制整備が著しく拡大するに至った。

3. 私的年金強まる老齢所得

(1) リースター年金の導入

前述のとおり2001年改革における最大の変革のひとつにリースター年金の導入があげられる。リースター年金とは当時の社会労働大臣であったリースター氏（W. Riester）の名前に由来するもので、端的に言えば、加入者が払込む保険料に対して政府による直接の補助金または所得控除を通じての間接的な補助金のいずれか有利な方を利用することができる拠出建ての私的年金制度である。公的年金の給付率引下げによるマイナス分を補完する趣旨で導入されたものである。加入対象者は一般労働者、社会保険料納付自営業者、主婦等で、公務員、社会保険

料未納者等は除外されている。

リースター年金としての受け皿商品は生保会社の年金保険、ファンドリンク年金保険、銀行の預金、投資信託会社の投信である。リースター年金として認定されるためには、少なくとも以下の条件を満たした上で主務官庁（連邦金融監督庁）の承認を要することとなる。

- ・年金給付は最初の公的年金支給開始日または60歳より前には支給されないこと
- ・支給開始時点において全支給金額が少なくとも払込み保険料総額以上となること（元本保証が必要）
- ・年金給付は終身年金（月払い）であること
- ・新契約締結費用につき、最低5年で毎年均等償却すること（新契約手数料の初年度前倒し支給が困難となる）

なお、リースター年金は個人年金方式のみでなく企業年金方式（直接保険、年金金庫、年金ファンド）でも加入できる。

リースター年金の最大のメリットである政府の助成金支給と保険料の所得控除について見ると以下のとおりである。

図表 - 2 政府補助金上限額（ユーロ）

	単身	夫婦	子ども一人当たり
2004年以降	76	152	92
2006年以降	114	228	138
2008年以降	154	308	185

この補助金上限額を得るために必要な保険料額が年度ごとに社会保険料算定用所得の一定比率で定められており、例えば、2004年は所得の2%、2006年は3%、2008年は4%と各々設定されている。さらに、所得控除の上限額が次のように設定されている。これは公的年金保険料（社会保険料控除としての老齢保障準備費用）とは別枠の控除である。

図表 - 3 年間保険料所得控除限度額（ユーロ）

年度	所得控除限度額
2004年以降	1,050
2006年以降	1,575
2008年以降	2,100

次に政府補助金と所得控除の関係を含めた広義の補助金効果について、夫婦・子ども2人のケースで見ると以下のとおりとなる（2008年適用基準を採用）。

図表 - 4 補助金効果、2008年基準（ユーロ）

所得	夫婦補助	子ども補助	自己負担保険料	保険料合計	税金還付	補助・税金効果（%）
1.5万	308	370	60	738		92%
2.5万	308	370	322	1000		68%
4.0万	308	370	922	1600		42%
5.0万	308	370	1322	2000		34%
7.5万	308	370	1422	2100	14	33%

（資料）ZUKUNFT klipp + klar, Die neue Rente, 2005.

上表では2008年基準が採用されているので、所得の4%が保険料合計（2.5万から5万の所得層）となっている。なお、1.5万層については自己負担保険料が規定上60ユーロとされているため、合計額が738ユーロとなっている。また、7.5万層については所得控除限度額が2,100ユーロであるため、合計保険料をこれに合わせている。補助・税金効果は補助金と税還付の合計額を保険料合計額で除したものである。

以上から、低所得で子どもが多いほど補助金による恩恵が大きく、これらの層に対する老齢所得増進効果が期待できる。また、所得が高い場合には所得控除枠利用による税還付がなされるため、高所得層に対しても貯蓄促進効果が期待される。このように、補助金支給と所得控除を組み合わせることにより、税制枠だけでは貯

蓄促進が期待できない低所得層に対しても訴求力が高まり、全体としてバランスの取れた貯蓄促進効果が確保されることになる。

(2) リュールップ年金の導入

前述のとおり2004年改革では、年金保険料の課税方式が拠出時非課税、将来給付時課税に段階的に変更された。こうした中で、従前のリースター年金の恩恵に浴さなかった層を主たる対象（すなわち自営業者等）とした税制優遇年金であるリュールップ年金が2005年から導入された。所得控除は社会保険料（老後保障準備費用）の枠内に組み込まれており、公的年金、リュールップ年金合わせ、年間で独身者2万ユーロ、夫婦4万ユーロまでとなっている。

リュールップ年金は以下のとおりの条件が課せられており、受け皿は伝統的生保会社の年金保険である。

- ・毎月支給の終身年金とする。
- ・60歳支給とする。
- ・年金請求権は、相続、譲渡、担保設定、一時金換金それぞれ不可とする
- ・保険料の可変払い可能（月払い、年払い、払込み停止期間等）
- ・終身年金保険として生保会社と締結する。

上記のとおり私的年金であるが、税務取り扱いについて見ると公的年金の性格も見られる。

(3) リースター、リュールップ販売状況

私的年金分野でドイツ生保会社は中心的役割を果たしており、一連の新型年金についても伝統的年金保険同様に積極的な取り組みを示している。

ドイツ保険協会によるとリースター年金の新契約動向は以下の表のとおりである。

図表 - 5 リースター年金新契約件数（千件）

2002	2003	2004	2005	2005 上期	2006 上期
2,570	521	296	1,119	247	882

（資料）GDV, *Geschäftsentwicklung der Lebensversicherung im ersten Halbjahr 2006*.

初年度は257万件と好調なスタートを切った後、2003年、2004年と低迷が続いたものの、2005年から回復に転じ、その勢いは2006年になっても継続し、2006年上期は88.2万件で前年同期比3.6倍（64万件増）と顕著な成長を見せている。とりわけ、2006年上期の生保新契約件数全体が381万件と、対前年同期335万件から46万件増の14%増加となっていることから、リースター年金の貢献度が伺える。

2005年以降の回復について最大手のアリアンツ社は、2005年から補助金申請手続きが簡素化されたこと（従来は毎年申請手続きをしていたところ、1回のみで可となった）退職時に積立金の30%まで一時金引出可能となったことを指摘している。

なお、各年度別保有件数について取り扱い機関別の状況を見ると次のとおりである。もともとこの分野での生保の存在感が高いこと、終身年金支給が義務付けられていることなどから生保会社の取扱ウェイトが非常に高くなっている。

図表 - 6 取扱機関別保有件数（年末、千件）

	2002	2003	2004	2005	2006 第 一四半 期
生保	3,047	3,486	3,661	4,797	5,249
銀行	150	197	213	260	265
投信	174	241	316	574	689
合計	3,371	3,924	4,190	5,631	6,203

（資料）BMAS, *Pressemitteilung*, Mai15, 2006.

次に、リールアップ年金について見ると、2005年は15.3万件で、2006年上期は6.2万件となっている。こうした傾向に対してアリアンツ社は税金取扱が複雑であること、顧客がこの商品の利点を理解するまでに時間がかかることを指摘している。

4. おわりに

ドイツではEU統合を含めた経済のグローバル化による競争の激化、経済の低迷（失業率増大等）、貯蓄率低下などに加え、本格的な少子高齢化に直面することにより、従来の延長線での年金改革では持続可能な制度運営が困難であると認識するに至り、一連の改革に着手することとなった。

この結果、賦課方式の公的年金に対する依存度を軽減し、その代替手段として私的年金の強化を推進することとなった。その具体的な表われがリースター年金等の各種奨励策を伴う民間運営の制度導入であった。

従来より老齢所得確保のための個人貯蓄を奨励するには所得控除などの税制優遇策が一般的な施策であると見られていたが、この方式では低所得層等優遇枠を使いきれない層には訴求力が弱い一面を有していた。ところが、リースター年金では所得の水準にかかわらず政府の補助金を支給することにより貯蓄意欲を引き上げることに成功した。

同時に税制面においても段階的であるが保険料の拠出時非課税・将来給付時課税（EET）に変更することにより、老齢所得確保のための長期貯蓄を推進しやすい環境が整備された。この1、2年を見ると、政府助成金、優遇税制の両面展開により幅広い所得層での貯蓄意欲の喚起が見られてきたところである。

生保業界を始めとする取扱機関も年金貯蓄の拡充に積極的に貢献していることから、公的年金補完のための私的年金が今後どのように普及していくか注目していきたい。

（参考文献）

- ・古瀬 徹・塩野谷 祐一編『先進国の社会保障 : ドイツ』東京大学出版会、1999年。
- ・長谷川 仁「ドイツの公的年金改革」『ニッセイ基礎研REPORT』、2001年12月。
- ・清家 篤ほか編『先進5カ国の年金改革と日本』丸善プラネット、2005年。
- ・信本 将己「ドイツにおけるリースター年金制度の導入」『生命保険経営』第71巻第6号、2003年11月。
- ・健康保険組合連合会編『社会保障年鑑2006年版』東洋経済新報社、2006年
- ・ZUKUNFT klipp + klar, *Die neue Rente*, 2005.
- ・GDV, *Was ist die Riester-Rente?*.
- ・GDV, *Geschäftsentwicklung 2005:Die deutsche Lebensversicherung in Zahlen*.
- ・GDV, *Geschäftsentwicklung der Lebensversicherung im ersten Halbjahr 2006*.
- ・BMAS, *Pressemitteilung : Aufschwung bei Riester-Rente setzt sich auch 2006 fort*, Mai 15, 2006.